



五所川原法人会 ニュース

発行 令和8年1月1日
公益社団法人 五所川原法人会
〒037-0063
青森県五所川原市大町1番地
TEL 0173-35-1318
FAX 0173-35-1822
E-mail gohojin@muse.ocn.ne.jp

2025 法人会の集い



ゲスト：むらせさん



会員交流会の様子

11月14日(金)ホテルサンルート五所川原において「2025法人会の集い」が開催されました。

今年の公演会は、タレントのむらせさんによるものまねライブが行われ、一般のお客様も含め70名以上が来場されました。ライブは、松岡昌宏さんのものまねでスタートするとそこからノンストップで繰り出される数々のものまねに会場は拍手と歓声で大いに盛り上がりました。来場者からは「楽しくてあつという間の時間で来てよかった」と喜びのご感想をいただき、大盛況で公演会は終了しました。

公演会のあとの会員交流会では、主催者を代表し小野副会長による開宴の挨拶のあと、乾杯のご発声を佐々木市長より頂戴し交流会が始まり会員相互の交流を深めていました。また、毎年恒例の抽選会では、受託保険会社様からご提供いただいた景品やそのほかにもお花やお酒などバラエティー豊かな景品が並べられ、楽しい時間を過ごしていました。会員交流会の最後は、平山副会長による締めめの挨拶とともに今年度の法人会の集いは無事閉会いたしました。

インターネットセミナーのご紹介

法人会会員だからこそ利用できるコンテンツとしてインターネットセミナーがあるのをご存じですか？

インターネットセミナーは、いつでも、どこでも、好きなだけ視聴することができるサービスです。

セミナータイトル数は700以上あり自由に選ぶことができます。社内研修会・勉強会・経営者の自己研鑽などにぜひご活用下さい。

★配信内容の一例★

- ・ミスゼロにする仕事術
- ・信頼を築き、成果を出す！「傾聴力」と「質問力」
- ・ハラスメント予防セミナー
- ・中小企業の障害者雇用 はじめの一步・・・ほか

STEP1

- ・五所川原法人会のホームページへアクセス

<https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/goshogawara/>

STEP2

- ・バナーをクリック！



STEP3

- ・会員IDとパスワードを入力

東北税理士会五所川原支部との 会員増強懇談会

11月7日(金)相撲茶屋ちゃんこにおいて東北税理士会五所川原支部との会員増強懇談会が開催されました。五所川原支部より会員7名、当会より担当役員5名が出席し、現在の会員数の推移状況などを含め今後の会員増強施策などについて説明し、改めて支部の皆さまへ会員勧奨の依頼を行いました。



五所川原市長・市議会議長への 令和8年度税制改正の提言活動

11月12日(水)五所川原市役所において令和8年度の税制改正の提言活動が行われました。当会からは、野呂会長・堀内筆頭副会長・田中税制・研修委員長・田中女性部会長・奈良青年部会長が出席し、佐々木市長・木村市議会議長へ提言書が手渡されました。

その後、田中委員長よりインボイス制度をめぐる特例措置の延長などについて概要が説明されました。



青年部会の活動

12月11日(木)五所川原市民学習情報センターにおいて経営セミナー「いわゆる問題社員対策について」と題し、講師に社会保険労務士の檜川智氏を迎え行われました。問題社員になりうる人材を面接時に見抜くための質問方法や実際にあったトラブルの実例などを交えながらお話ししていただき、大変有意義な時間となりました。セミナー終了後、懇親会を開催し会員相互の交流を深めました。



女性部会の活動

11月20日(木)パークイン五所川原において「令和7年度税の絵はがきコンクール」優秀作品選定会を行いました。選定者は、五所川原税務署 勝然署長・野呂会長・田中女性部会長が選定を行い、291作品の中から各賞が選ばれました。どの作品も一生懸命書いたことが伝わる素晴らしい作品ばかりでした。今年度の優秀作品は2月の確定申告期間に五所川原税務署内に展示されます。



イベント・製品などの販促ツールのひとつにご活用しませんか？

チラシ同封サービス受付中！！

当会では年5回【5・7・9・11・1月】法人会発行会報誌やセミナー開催のご案内等を会員企業のみなさんへ発送しております。その際会員企業であれば無料でチラシを同封いたします。【売出セールのチラシ、新商品紹介のチラシ、イベント開催のお知らせなど・・・】ぜひ、企業の販促ツールとしてご活用ください。

(ご注意：チラシ印刷代につきましては、自社負担でお願いいたします。)

申込期日：発送月の1か月前までにお申し込みください。

(例・・・1月発送分に同封希望の場合12月末までに申込)

チラシ納品期日：発送日2日前までに五所川原法人会へ必着(着払不可)

※申込先着順3社までとさせていただきます。

◎詳しくは公益社団法人五所川原法人会事務局までお問合せください。



11月15・16日にELM1階にて東北税理士会五所川原支部が行う「税の無料相談会」にてスペースをお借りし「令和6年度税の絵はがきコンクール」優秀作品のパネル展示を行いました。

絵はがきコンクール優秀作品
パネル展示

キャッシュレス納付をご利用ください

おすすめ

国税の納税には、金融機関や税務署の窓口等に行く必要がない、大変便利な「キャッシュレス納付」があります。是非ご利用ください。

簡単・便利



ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)

e-Taxにより申告書等を提出した後、指定した預貯金口座から、即時又は納付日を指定して口座引落しにより納付する方法です。利用する場合は、事前に届出書の提出が必要になります。



振替納税

事前に届出した預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に口座引落しにより納付する方法です。申告所得税と個人事業者の方の消費税が対象です。

インターネット バンキング

契約しているインターネットバンキング等から納付する方法です。



クレジットカード 納付

インターネット上でのクレジットカード支払機能を利用して納付する方法です。

※納付する金額に応じた決済手数料がかかります。

スマホアプリ 納付

スマートフォンから各種Pay払いを選択し、その残高から納付する方法です。納付しようとする金額が30万円以下の場合に利用することができます。



法人会は「キャッシュレス納付」の推進に協力しています。

さらに詳しくはWEBへ

キャッシュレス納付 🔍 検索

令和7年度

税金に関する
絵はがきコンクール

五所川原法人会11校（291作品）青森県内62校（2,174作品）東北連744校（19,554作品）の応募があり、県内7法人会70作品の中から青森県法人会連合会入選10作品を東北六県法人会連合会へエントリーし、昨年12月2日仙台市において厳選な審査が行われ東北連の入賞作品が決定しました。五所川原法人会の優秀作品と併せてご紹介いたします。

五所川原法人会
青年部会長賞

五所川原市立南小学校

学校長賞

五所川原法人会
会長賞

中泊町立中里小学校

学校長賞

五所川原税務署長賞

五所川原市立東峰小学校

学校長賞

五所川原法人会
女性部会長賞

五所川原市立栄小学校

学校長賞

入賞

つがる市立柏小学校

入賞

入賞

つがる市立柏小学校

入賞

入賞

つがる市立柏小学校

入賞

入賞・学校長賞

深浦町立修道小学校

入賞・学校長賞

入賞・学校長賞

つがる市立柏小学校

入賞・学校長賞

学校長賞

つがる市立車力小学校

学校長賞

学校長賞

五所川原市立東峰小学校

学校長賞

入賞

つがる市立柏小学校

入賞

入賞・学校長賞

五所川原市立栄小学校

入賞・学校長賞

学校長賞

中泊町立中里小学校

学校長賞

学校長賞

つがる市立向陽小学校

学校長賞

学校長賞

五所川原市立五所川原小学校

学校長賞

入賞・学校長賞

つがる市立稲垣小学校

入賞・学校長賞

東北六県法人会連合会 優秀賞
（一社）青森県法人会連合会 優秀賞
学校長賞

【実践税務調査】 期末未払金賞与の債務の確定

税理士 牧野義博

<会社給与規定により、支給日に在職する使用人のみに賞与を支給する場合>

調査官は期末の未払金賞与について担当者に詳しい内容を聞いています。

調査官 使用人賞与の損金算入時期は、原則としてその支給をした日の属する事業年度となっていますが、それはご存じですか？

担当者 はい、承知をしております。

調査官 それでは使用人に対する賞与を未払金処理された根拠を教えてください。

担当者 法人税法施行令第72条の3の第2号、すなわち次の要件を満たしますので未払金の処理を行いました。
① その支給額を、各人別に、かつ、同時期に支給を受けるすべての使用人に対して通知をしていること
② 通知をした金額を、通知したすべての使用人に対し、その通知をした日の属する事業年度終了の日の翌日から1か月以内に支払っていること
③ その支給額につき通知をした日の属する事業年度において損金経理をしていること

調査官 使用人には事業年度終了日までに支払額が通知をされていますか？

担当者 12月決算ですので、11月の給与明細を渡す際に各人別に賞与の明細を同時に渡しています。
仮定の話で恐縮ですが、賞与の支給率が給与の数倍と決まっていた場合、社内の一斉メールで支給率の開示を行えば全員がわかるので、各人別に通知をしなくても認められますか？

調査官 法人税法施行令第72条の3の第2号で「その支給額を、各人別に、かつ、同時期に支給を受けるすべての使用人に対して通知をしていること」と明記をされていますので、各人別の通知でなければなりません。
ところで、翌事業年度の賞与の支給状況を見たところ、賞与の支給日前に退職をした使用人には賞与は支払われていませんね。

担当者 はい、給与規定により、支給日までに退職をした使用人に対しては賞与の支払いは行いません。

調査官 法人税基本通達9-2-43（支払額の通知）では、法人が支給日に在職する使用人のみに賞与を支給することとしている場合には、その支給額の通知に該当しないとあります。
つまり、退職をする前の使用人に通知をしていたとしても、支給日までに退職をした者に対して賞与を支給しなかった場合には、未払賞与は損金に算入できません。

担当者 それは支給をしなかった部分について否認されるということですね。

調査官 通知をした金額を、その通知をしたすべての使用人に対し、その通知をした日の属する事業年度終了の日の翌日から1か月以内に支払っているという要件に該当しなくなりますので、未払賞与全体について否認されることになります。つまり債務が確定していないため損金算入ができないのです。

担当者 それでは伺いますが、未払金処理をした翌事業年度において大幅な業績悪化が明確となったことから、使用人に通知した賞与を一部減額して支給をした場合はどうなりますか？

調査官 使用人に通知をしたことにより金額が確定していましたが、その前提となる要件に該当しなくなりますので、やはり債務の確定が崩れたこととなり未払金処理による損金算入された支給額は否認されます。

【筆者紹介】 牧野義博（まきの・よしひろ）

東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税調査官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。著書には『ザ・税務調査1～3』『税務トラブルと債務の確定』（大蔵財務協会）ほか専門誌等に執筆。HPは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。
